

別表第5（第3条関係）

騒音及び振動を発生する特定行為

1	くい打機（もんけんを除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。）
2	びょう打機を使用する作業
3	さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）
4	空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が15kw以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）
5	コンクリートプラント（混練機の混合容量が0.45 m ³ 以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200 kg以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）
6	コンクリートカッターを使用する作業
7	害鳥威嚇用爆音機を使用する作業

備考 この表のうち、第1項から第5項までに掲げる作業には、騒音規制法第14条第1項の規定により指定された区域内で行われる同法第2条第3項に規定する特定建設作業は除く。